

サブロク協定

時間外労働について

サブロク協定・・・何の事でしょうか？正確には、**労働基準法36条**に記載のある時間外労働についての取り決めです。

私たちは、労働時間等について雇用契約を結んで働いています。その中に、**時間外労働**について記載はありません。では、何故会社は社員に時間外労働を指示する事が出来るのでしょうか？時間外労働をさせるためには、社員の代表又は過半数以上を組織する労働組合との間に協定を締結する必要があります。協定を結べば、会社が時間外労働を指示できる**免責の法律**です。36条の協定は、1年ごとに協定を締結する必要があり、協定を結んだ場合には職場に掲示等を行い、いつでも社員が確認できるようにしなければなりません。自分の職場で確認してみましょう。時間外労働をするには、その根拠が必要であり**36協定を結んだ場合でも**時間外労働を指示する場合には、社員の生活設計への配慮が必要です。36条 サブロク の他にも**33条 サンサン** 協定というのがあります。**調べてみませんか？**

協定を締結しなかったら・・・

一部の場合を除き、時間外労働は認められません、時間外労働の指示も出来ませんので、残業することは認められません。管理者は社員が残業の指示をしないで残って仕事をする事も認められませんし、管理者を含め、勤務時間が終われば職場に残り仕事は出来ません。

36 協定のポイント

協定については、事業所単位となっています、一つの職場が一つの単位である場合や鉄道事業部が一つの単位である場合もあります。誰と誰がどの事業所単位で協定を締結しているか？協定の適用期間は何時までか？などを知っている必要があります。協定を締結した場合でも、時間外労働には上限がありますし、時間外労働に対しては必ず手当の支払いが必要です。

働く側も勉強して、権利は主張していかないと、労働条件は良くなるからね！



労働組合の事を、もう少し真剣に考えていかないと・・・



若い力

第 10 号

2014年 9月 1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515